

第2回阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会

開催日時	令和4年4月21日（木） 午後2時～午後4時
会議場所	阪南市商工会館2階 会議室1
出席者	委員長 野村 正昭（社会教育に見識のある者） 副委員長 伊瀬 徹（教育委員会事務局職員・生涯学習部長） 委員 寺浦 薫（学識経験者） 委員 出口 尚暢（学識経験者） 委員 稲本 直（文化芸術に関する見識のある者） 委員 布施 良雄（文化芸術に関する見識のある者） 委員 嶋田 学（図書館の運営及び利用等に関する見識のある者） 委員 森本 典子（図書館の運営及び利用等に関する見識のある者） 委員 丹野 恒（教育委員会事務局職員・生涯学習部副理事）
事務局	生涯学習推進室長 矢島 建 図書館長 加藤 靖子 生涯学習推進室参事 中出 篤 生涯学習推進室長代理 岡田 一 図書館長代理 井上 真理 生涯学習推進室主事 甘庶 弘之

第2回 阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会議事録

令和4年4月21日（木）午後2時～午後4時

阪南市商工会館 2階会議室1

- 事務局 選定委員会の会議については、「阪南市指定管理者制度導入の方針」により、非公開とする。なお、委員の名簿及び議事録の概要は公開とし、本日の会議の内容を記録する。
- 人事異動による新委員紹介
出欠状況と会議の定足数確認
配布資料の確認
- 【案件1】指定管理者の選定基準について**
- 委員長 案件1について、事務局の説明を求める。
- 事務局 資料1、資料6、資料7に基づいて説明。
- A委員 資料1の評価基準1-④「管理経費の縮減が図られること」の項目だが、直営時代の予算額ないし決算額よりも縮減されるというシンプルな意味なのか、あるいは、現状より向上したサービス効果に対しての管理経費が縮減されるという意味なのか。
- 事務局に私から提供した資料10、総務省からの「指定管理者制度の運用について」の通知の中に「指定管理者制度は、単なる価格競争による入札とは異なる。」と書かれている。「管理経費の縮減が図られること」という表現は、事業者には価格が低ければ低いほどよいという評価軸として伝わる恐れがあり、本意ではないと考える。
- 資料8のP8.の年間指定管理料の上限について、事務局としては想定した予算額から削減はなかったとのことだが、令和3年度決算額または令和4年度の予算額で、文化センターと図書館の合計額はどの程度なのか。上限額と比較したい。価格競争になることについては、強く懸念している。
- 資料1の「指定管理者評価項目別配点」で見ると④「管理経費の縮減」への配点割合が全体のうち16.6%に比率が上がっている。「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること」という項目③は行政サービスを任せる場合に重要だと思うが、配点割合は全体のうち8.3%になっている。むしろ配点を逆にすべきではないかと思う。
- 配点の割合や「管理経費の縮減」という表現で、安価な方が有利である、という印象を持たれるのではないか。
- 事務局 令和3年度の予算額として、文化センターの指定管理料は7,334万円、図書館は人件費を含め、8,028万円である。
- 「管理経費の縮減が図られること」という表現で、下げることがイメージされるが、事務局としては単純に低い方が良いとは思っていない。指定管理者には、無駄な経費を使うのではなく、管理経費を有効に使った提案を求めたいと考えている。

事務局	<p>令和3年度の予算額は先ほど申しあげたが、募集要項（案）記載の上限額の積算についての補足として、文化センターの指定管理料については、図書館と一体運営することで館長1名分の人件費の合理化が図れるであろうと360万円の削減を行財政構造改革プラン改訂版で見込んでいる。</p> <p>図書館は指定管理業務を行っている三者からの見積りを参考に、平均価格を指定管理料の予算としている。その合計が募集要項（案）に記載の上限額であるので、潤沢ではないものの、けっして指定管理者を募集することが無理な額ではないと認識している。</p> <p>資料1の「指定管理者評価項目別配点」の④「管理経費の縮減」への配点割合について、委員から価格重視になっているのではないかという指摘があったが、②の施設の一体的運営についての評価への配点も高めたので、バランスは確保できたと思う。</p>
A委員	<p>見積金額への評価は30点10%と増え、項目④全体では16.6%である。個人的には少なくないと考えている。むしろ③の配点が8.3%は少ないと感じる。</p>
B委員	<p>資料9、業務仕様書（案）のP10.の文化センター部分についてだが、③の「地域の賑わい創出をめざしたホール各施設の利活用を図る業務」で、地域の歴史や伝統、観光資源とのネットワークについて書かれているが、観光資源だけではなく、産業やまちづくりを盛り込んでどうか。文化基本法の改定にも沿った考え方である。狭義の文化ではなく、産業やまちづくりを含んで、文化を広くとらえることで、柔軟な運営や、幅広い連携が事業者から提案されると考える。</p> <p>次に点数の件だが、金額差が大きな点数差にならないように、調整できたと評価する。</p> <p>先に指摘されたように、項目③の事業遂行の体制については重要である。提案書に書いてある内容を、プレゼンの段階で、価格と合わせてきっちり見ていく必要がある。</p>
委員長	<p>提案書に書いてきたことと、実際の運営とが大きく異なることは、往々にしてある。</p>
事務局	<p>指定管理者の提案内容と業務が違っていた場合どうするか。チェックして、評価する必要がある。指定管理者の仕事ぶりへのモニタリングを今回業務仕様書（案）に盛り込んでいる。前回の選定委員会において、記載内容が具体性に欠けるという指摘も受けているが、並行してその仕組みも作って導入していく。モニタリングの進行管理は選定委員会の助けを借りつつ、事務局がチェックしていくことを予定している。</p>
B委員	<p>まちづくりや産業についての配慮はどうか。観光資源との連携のみが記述されているので、言葉をきちんと入れることで提案の幅が広がると思う。</p>
事務局	<p>追加する。</p>
B委員	<p>モニタリングの件だが、著しく逸脱した場合は指定を取り消すことができるという文言は入れないのか。</p>

事務局	<p>業務実施で、不適切な運営をした場合、指定を取り消す判断が必要かもしれないが、モニタリングの結果をどのように扱うのか判断する基準づくりが難しい。</p> <p>モニタリングで対応すべき範囲を確認するとともに、市の強い姿勢を示すことができるよう業務仕様書（案）の表記を見直したい。</p>
B委員	<p>ルールや基準があるかないかで、指定管理者の姿勢が違ってくる。事前に設けて、業務仕様書（案）に入れ込んでおく方が良いと思う。</p>
C委員	<p>項目③の人員配置、研修への配点が低いのは不安である。指定管理者に人的能力の大切さを認識してもらえない。</p> <p>指定管理期間の途中で指定管理者が替わるとなると、利用者である市民が不利益を被る。適正な指定管理者を選ぶという観点から、基準や配点を考えることは大事な部分であると思う。</p>
委員長	<p>他に意見はないか。</p>
D委員	<p>B委員の意見にあったように、文化を広くとらえて、限定せず自由な発想、企業力を活かせるようにすべきである。産業も文化である。</p> <p>配点についてだが、経費縮減も大切だが、指定管理料には指定管理者の収益分も含まれているので、民間の事業展開力を期待したい。</p> <p>また一方で、指定管理料には税金が投入されているので、税負担を低く抑えられるという点で、指定管理料をできるだけ下げて提案する応募者についても評価できるので、事務局提案でよいと考える。</p>
事務局	<p>各委員から意見をいただき、総合点で現状300点としているが、配点割合の変更を調整してみたい。</p> <p>文言についても、「縮減が図られる」という表現や、文化の中に「産業」や「まちづくり」といったキーワードを追加することを検討する。</p>
A委員	<p>資料1の「指定管理者評価項目別配点」の配点の再調整に言及されたが、③と④以外についてはバランスが良いと考える。</p> <p>⑦の市民との協働6.6%は下げてほしくない。①の5%も適切である。③と④の間で調整してほしい。</p>
E委員	<p>配点の表は、募集要項（案）に含めなければいけないのか。求める重点項目を文章で表せないのか。文化振興などは曖昧模糊な概念で、指定管理者は提案書を作るのも手馴れてきている。配点を見て、それに合わせて提案書を作ってくる。</p> <p>どの配点項目も大切であるが、事務局と委員で何をポイントとして採点するか、共通認識を持つことが非常に重要と考える。</p>
委員長	<p>よい事業者をしっかりと選定しなければならない。</p>
F委員	<p>提案書やプレゼンでは見抜けないこともある。そうなると、モニタリングが重要となる。提案したことを実行できるかどうか、決めたことを守らせるためにも、モニタリングをいかに充実させるかが大事である。</p>
G委員	<p>配点について、例えば③の管理運営能力への評価を強化するためには、③の小計の配点をトータル25点から50点とし、④の見積金額への配点を30点から35点とし、総合計点330点満点とする案はどうか。</p>

事務局	総合計点を上げる方法もあるが、総合計点は300点のままで、70点ずつ配点している項目⑤⑥から少し削って③に回す方法もあり、どちらがよいか他に意見を聞きたい。
B委員	③の項目すべてを一律に上げるのは考慮すべき。「団体の事業実績」や「財政力」の配点を上げると、大手企業が有利になる。規模は小さくても地域で頑張っている事業者が不利になるのは望むところではない。バランスを考えてほしい。 プレゼンテーション後の選定委員会で審査をすることになるが、各委員の採点集計だけで結論を出すのか。
事務局	9人の委員の評価点の最高点と最低点を除いた7人分の評価点の合計を応募者の総合点とし、その後の選定委員会で意見交換等を行い総合的に指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えている。
委員長	他の委員はどうか。 全員異議なし。
C委員	基本的なことを訊くが、選定委員会は候補者を選定したら解散になるのか。
事務局	条例で定めたように、候補者選定後、指定管理期間が終わるまでは任期である。モニタリング結果を報告し、運営状況を評価してもらうことを予定している。
H委員	評価項目の中で、どのような人がどのように運営するか、という点は大事だと思うので、項目③の配点強化について賛同する。
【案件2】募集要項案(案)、業務仕様書(案)及び応募様式について	
委員長	案件2について、事務局の説明を求める。
事務局	資料8、資料9に基づいて説明。
委員長	案件1で多くの意見があったが、その他の意見はあるか。
B委員	駐車場の台数を確認したい。
事務局	ホールと同居所に50台、道をはさんだ別住所に39台、計2か所の駐車場があり、合計で89台分である。
B委員	駐車場を有料にする提案は可能か。
事務局	市役所の駐車場も兼ねていることから、駐車場の有料化は難しい。
A委員	資料9の業務仕様書(案)のP3.の休館日の考え方について、文化センターが自らの収益事業で休館日を営業するのは、良しとするのか。
事務局	休館日の設定については提案次第である。総合体育館の事例では、毎週火曜休館だったのだが、第1火曜日のみの休館となっている。休館日を開館日に変更するのは肯定的に受け止める。開館してどのような事業を行うかは、こちらから制限を設けることはしない。

C委員	文化センターと図書館の休館日は揃えるのか。
事務局	<p>直営時代から、祝日の開館の扱いなどは文化センターと図書館ではずれがあった。</p> <p>現在でも、年に何日か、どちらかのみが開館している日はある。今後一体運営になった場合、光熱水費等の面においても効率的な運営の提案があるかもしれない。文化センターにおいて、平日の大ホールは稼働率が低いため、休館日については提案の余地がある。</p>
B委員	文化センターの利用料金は自由提案できるのか。
事務局	利用料金については、条例で上限を規定しているなので、その金額を超えない提案については教育委員会と協議の上で可能である。
H委員	資料9の業務仕様書(案)のP8.モニタリングの⑥の実施について、モニタリングをするのは市が実施するのか、指定管理者が実施するのか。
事務局	指定管理者である。
H委員	<p>つまり、「市及び教育委員会がモニタリングを実施する場合、事業者はアンケート実施等に協力する」という意味であると、理解した。</p> <p>もう一点、資料9の業務仕様書(案)のP15.に「学校、園等との連携」とあるが、①には学校、幼稚園、保育所とあり、また、P17.には認定こども園という文言もある。公立を指しているのか、私立も対象としているのか、明確にした方がよい。</p>
事務局	阪南市内の学校、幼稚園、保育所、認定こども園、公立私立を問わず、市立図書館として連携を求めたい。ご指摘いただいた形での表記に改める。
D委員	資料9の業務仕様書(案)のP10.に地域の賑わいづくりについての記載があるが、地元の民間事業者とのネットワーク作りができていないのではないのか。行政はどのように支援、指導しているのか。
事務局	生涯学習関連施設の連絡会は定期的を開催しているが、地元の民間事業者とのネットワーク作りは、できていないのが現状である。市役所の商工担当部署との連携を、今後図っていく必要性を感じている。
F委員	資料9の業務仕様書(案)のP21.駐車場の管理について、コミュニティバスの運営者との連絡調整業務についての記載は必要ないか。
事務局	コミュニティバス事業者への駐車場使用許可は、教育委員会が許可しているので、指定管理者とコミュニティバス事業者とが直接連絡をとることは、おそらくないが、運用の中で連絡調整していきたい。
A委員	資料9の業務仕様書(案)P8.のモニタリングについてだが、関与の程度が中途半端でわかりにくい。アンケート協力では弱いのではないのか。規則か要綱か、明文化したもので、明確に示しておいた方がよい。
	【案件3】今後のスケジュールについて
委員長	案件3について、事務局の説明を求める。
事務局	資料4に基づいて説明。

委員長	より多くの申請者があるように願う。指定管理料の金額が事業者にとって、適切であるかどうかはわからないが、申請してきた事業者を適切に選定していきたい。
E委員	一つの事業者が文化センターと図書館を運営しているケースはあるのか。大阪府内にあるのなら、どんなことをしているのか、見てみたい。
事務局	一つの事業者が指定管理者として運営している事例は聞かないが、大阪府においては、図書館にホールが併設されており、図書館専門業者とホール運営の事業者がJVで受託している例がある。関東地方では大和市が、ホール、図書館、子育て支援センターを複数の事業者で受託している。
E委員	申請が無かったらどうなるのか。
事務局	再募集に向けて速やかに動く。そのようなことがないように告知に注力する。
A委員	申請者が一者の場合は、一者のみを評価するのか。
事務局	そのとおりである。評価点が60%に満たない場合は失格とし、再募集となる。
F委員	モニタリングの罰則について、B委員が知っている情報があれば、事務局に提供してはどうか。
B委員	そのような規定を盛り込んでおけば、指定管理期間の途中でも、指定を取り消すことができたのに、という反省を聞き及んだので、意見として申し上げた。
事務局	モニタリングについては、指定を取り消す基準や罰則まで盛り込んだ事例は見受けられない。しかしながら、協力を求めるというよりも、モニタリングの結果を踏まえて必要な措置を取るといった具体的な記載については、選定委員会の意見を受けて検討する。
C委員	その必要性を感じる。図書館の指定管理者で、1年目は優秀なスタッフをそろえて運営することで好印象を与えるが、2年目になると優秀なスタッフは異動し、サービスが落ちることがあると聞く。そのようなことが起きない仕掛けとして、モニタリングをしっかりとってほしい。
委員長	他に意見がないようなので、これで終了する。
	【案件5】その他
事務局	第3回選定委員会の予定確認。6月30日(火)文化センターで開催。時間については応募状況により調整する。